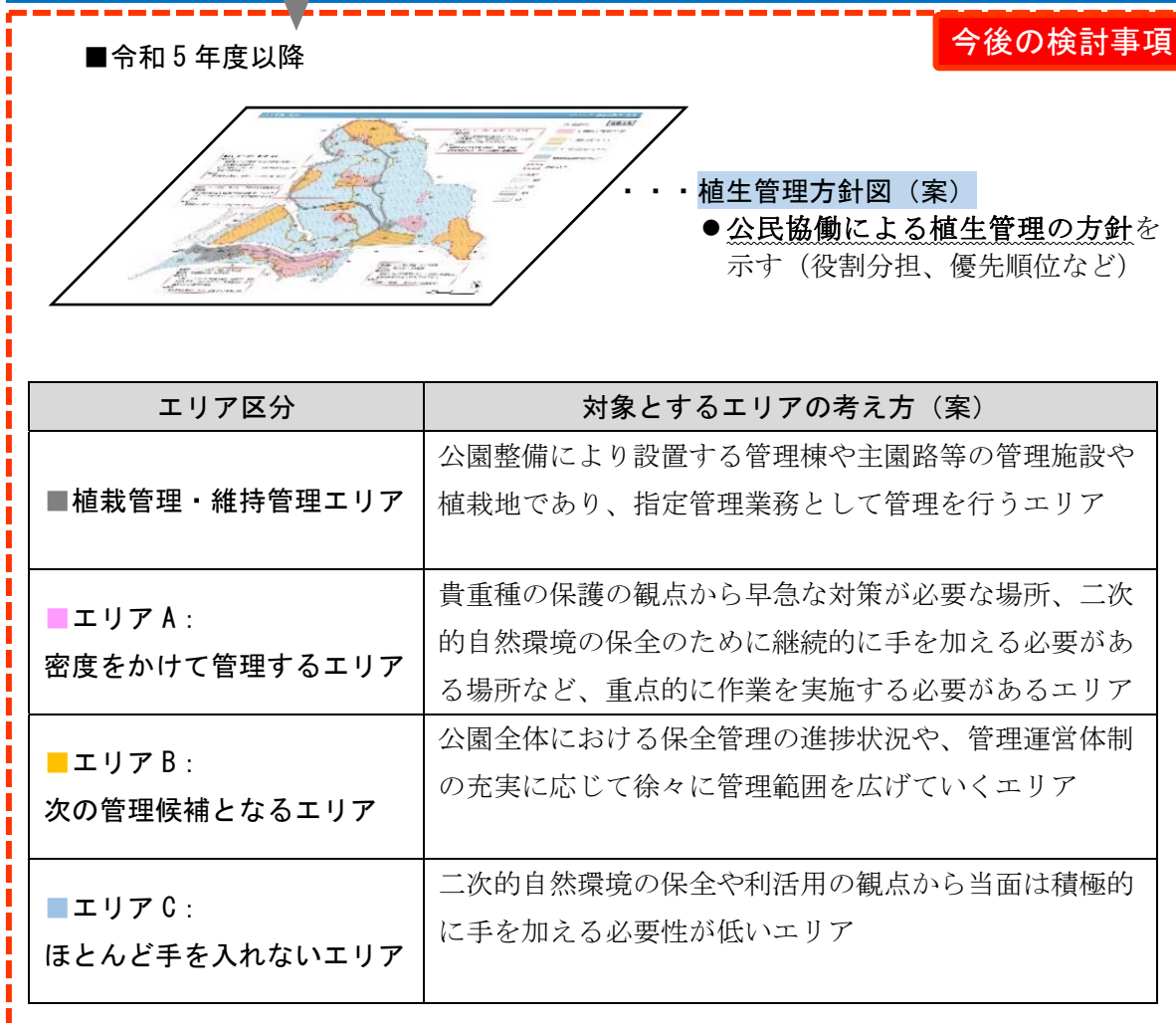
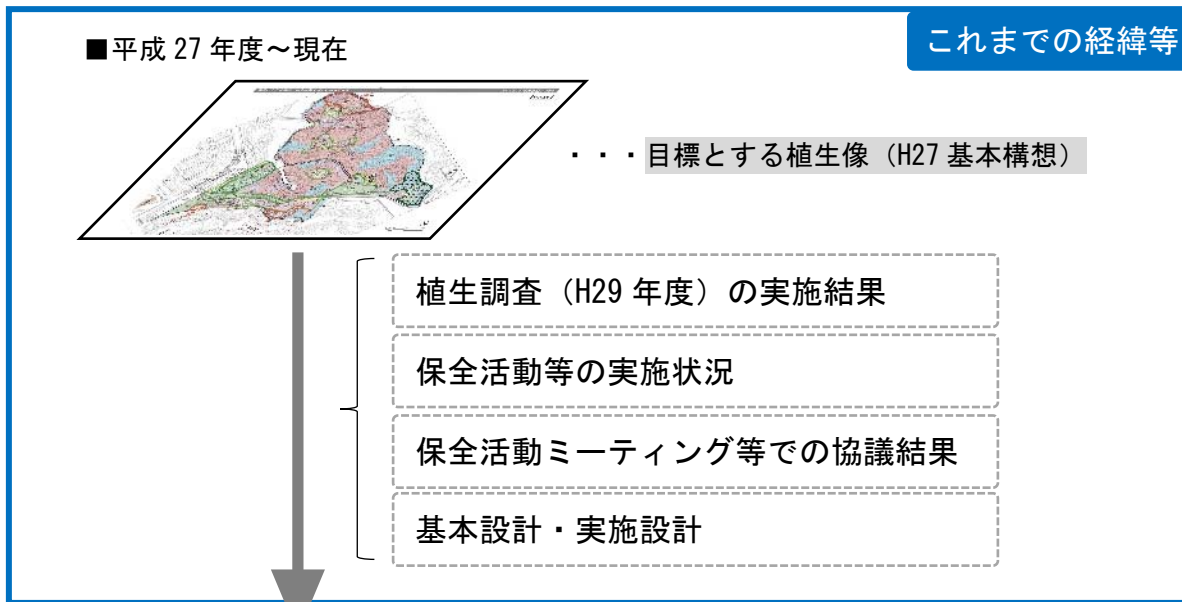


植生管理方針の考え方について

基本構想において示されている「目標とする植生像」を目指して、現況植生の状況や保全活動等の実施状況、基本設計・実施設計における整備内容をふまえて、公民協働による植生管理を段階的に進めていくための「植生管理方針」について、今後検討を進める。



■植生管理の実施スケジュール（案）

以下の状況をふまえて、段階的に「A. 密度をかけて管理するエリア」のうち未だ手を加えていないエリアや、「B. 次の管理候補となるエリア」へ管理範囲を広げる。

①「A. 密度をかけて管理するエリア」での作業進捗

- ・現在、作業を実施している、もしくは今後数年は優先的に作業を行う「A. 密度をかけて管理するエリア」のうち既に手を加えているエリアでの作業が進み、人手や手間を要する草刈等の作業の縮小が可能となった場合

②維持管理体制の充実

- ・これまで協議会活動として実施してきた草刈等の植生管理作業を、指定管理者へ移行した場合
- ・活動への参加者の増加や、保全活動の際にリーダーを担える人材の増加など、（仮）公園協議会の維持管理体制の充実が進んだ場合

以上をふまえ、また、各エリアの植生の状況を考慮したうえで、優先順位を検討しながら「B. 次の管理候補となるエリア」へ管理範囲を拡大していく。

なお、草原化が計画されているエリアでは、大規模な伐採などは原則として市が行う工事により着手し、その後の保全管理について公民協働による植生管理を行うものとする。

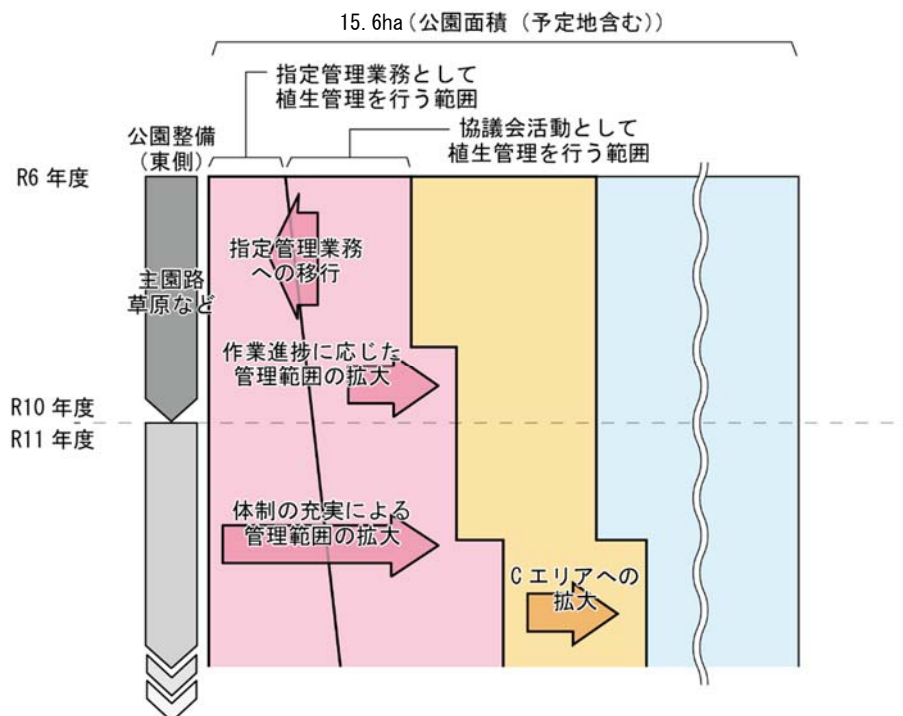


図 管理範囲の拡大に向けた実施スケジュールイメージ

■植生管理方針（案）

植栽管理・施設管理エリア		
<p><エリア設定の考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> 公園整備により設置する管理棟や主園路等の管理施設や植栽地。 		
<p><管理方針></p> <p>管理棟などの施設周辺や主園路等について、公園の利用及び維持管理上、支障や危険が生じないように適切な維持管理を行う。</p>		
実施内容	植栽地管理	<ul style="list-style-type: none"> 樹木剪定、草地の草刈り、草花の管理
	主園路管理	<ul style="list-style-type: none"> 沿道の草刈り（幅1m程度） 支障枝、危険木の除去

A. 密度をかけて管理するエリア		
<p><対象とするエリア></p> <ul style="list-style-type: none"> 二次草原や湿地、手を入れることで見どころとなるツツジ低木林や雑木林など、貴重種の保護の観点から早急な対策が必要な場所、二次的自然環境の保全のために継続的に手を加える必要がある場所など、重点的に作業を実施する必要があるエリア。 		
<p><管理方針></p> <ul style="list-style-type: none"> 二次草原の復元、湿原環境と湿原性植物の保全、二次林の保全と復元に向けて、頻度、質ともに重点的に植生管理を行う。また、状況に応じて市による整備工事を行う。 		
実施内容	草原管理	<ul style="list-style-type: none"> 草原性植生の育成に配慮した草刈（年1～数回）、草原性植生の移植 外来種の除去
	樹林管理	<ul style="list-style-type: none"> 継続した下草刈り、間伐等、二次林の整備 林層転換に向けた除伐 等
	湿地管理	<ul style="list-style-type: none"> 草刈り、泥上げ、木本類の除去等、湿地性植生が生育する環境整備 貴重種等の移植
	モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> 貴重種の出現状況の定期的な確認 その他適宜実施

B. 次の管理候補となるエリア

<エリア設定の考え方>

- ・公園全体における保全管理の進捗状況や、管理運営体制の充実に応じて徐々に管理範囲を広げていくエリア

<管理方針>

- ・二次草原の復元、湿原環境と湿原性植物の保全、二次林の保全と復元に配慮しながら、適度に手を加える植生管理を行う。また、全体の保全管理の進捗等を踏まえながら部分的に手を加えるなど、段階的に管理する場所を増やしていく。また、状況に応じて市による整備工事を行う。

実施内容	草原管理	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な草刈り（年1回程度） ・外来種の除去
	樹林管理	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じた下草刈り ・部分的な間伐、二次林の整備
	湿地管理	—
	副園路管理	<ul style="list-style-type: none"> ・植生に配慮した草刈り ・沿道への野草等の移植
	モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・貴重種の出現状況の記録

C. ほとんど手を付けないエリア

<エリア設定の考え方>

- ・主にコナラ群落を中心とした二次林で、二次的自然環境の保全や利活用の観点から当面は積極的に手を加える必要性が低いエリア

<管理方針>

- ・ほとんど手を入れず、公園利用に支障や危険が生じる場合や、目標植生の達成に悪影響を与える可能性がある場合等に、適切な植生管理を行う。

実施内容	草原管理	—
	樹林管理	<ul style="list-style-type: none"> ・支障木、危険木の除去 ・隣地境界の除草（隣地境界より2～3m）、支障枝の剪定 ・アカマツ等の立ち枯れや幼木の除去、アラカシやトウネズミモチ等の整理
	湿地管理	—
	モニタリング	—